



平成 29 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 OKK株式会社
代表者名 代表取締役社長 宮島 義嗣
(コード番号 6205 東証第1部)
問合せ先 取締役上席執行役員 道岡 幸二
管 理 本 部 長
(TEL. 072-771-1159)

単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 19 日開催の取締役会において、単元株式数の変更および定款一部変更について決議いたしました。あわせて、平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 159 回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」という。）に、株式併合に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。当社も、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を 100 株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 29 年 10 月 1 日

(4) 変更の条件

本定時株主総会において、後記「2. 株式併合」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 株式併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上 50万円未満）とすることを目的として、当社株式について 10 株を 1 株とする株式併合を行うことといたしました。

なお、発行可能株式総数については、株式併合の割合に応じて、現行の 2 億 4 千万株から 2 千 4 百万株に変更することといたします。

(2) 株式併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の比率

平成 29 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月 30 日（実質上は 9 月 29 日）の最終の株主名簿に記録された株主様のご所有株式数について、10 株を 1 株の割合で併合いたします。

③効力発生日における発行可能株式総数 24,000,000 株

発行可能株式総数を定める定款の規定は、会社法の定めにより、株式併合の効力発生日である平成 29 年 10 月 1 日に、現行の 2 億 4 千万株から 2 千 4 百万株に変更されたものとみなされます。

④併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成29年3月末日現在）	81,465,568 株
併合により減少する株式数	73,319,012 株
併合後の発行済株式総数	8,146,556 株

（注）「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および株式併合割合に基づき算出した理論値であります。

⑤併合により減少する株主数

（平成 29 年 3 月 31 日現在）

所有株式数	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主数	8,225 名（100.0%）	81,465,568 株（100.0%）
10株未満	210 名（ 2.6%）	379 株（ 0.0%）
10株以上	8,015 名（ 97.4%）	81,465,189 株（100.0%）

（注）上記株主構成を前提として株式併合を行った場合、現在 10 株未満の株式を所有されている株主様 210 名（所有株式数の合計 379 株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」又は「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能です。具体的なお手続きにつきましては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は、後記【お問い合わせ先】に記載しております当社の株主名簿管理人にお問い合わせください。

⑥ 1 株未満の端数が生じる場合の対応

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には会社法の定めに基づき、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(3) 株式併合の条件

本定時株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたしまして、平成 29 年 10 月 1 日をもって、その効力が生じることといたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

上記「1. 単元株式数の変更」および「2. 株式併合」に伴うものであります。なお、会社法第182条第2項および第195条第1項の定めにしたがい、株主総会における定款一部変更の決議を経ずに、平成29年10月1日をもって、以下のとおり定款が変更されます。

(2) 定款変更の内容

定款変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式	第2章 株 式
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2億4千万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2千4百万株</u> とする。
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

4. 日程

平成29年5月19日	取締役会決議（株主総会招集決議）
平成29年6月28日（予定）	第159回定時株主総会
平成29年9月26日（予定）	1,000株単位での売買最終日
平成29年9月27日（予定）	100株単位での売買開始日
平成29年10月1日（予定）	単元株式数変更、株式併合、定款一部変更の効力発生日
平成29年12月上旬（予定）	株式の端数に係る処分代金の分配

(参考) 上記のとおり、単元株式数および株式併合等の効力発生日は、平成29年10月1日を予定しておりますが、株式の振替手続の関係上、東京証券取引所において売買単位が1,000株から100株に変更される日は、平成29年9月27日となります。

以 上

【ご参考】 単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

- A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所における売買の単位となる株式数を変更するものです。
今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

- A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式にすることです。今回当社では、10株を1株に併合いたします。

Q 3. 単元株式の変更、株式併合の目的は何ですか。

- A 3. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しています。当社も、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を100株に変更することといたしました。あわせて、単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とすることを目的として、当社株式について10株を1株とする株式併合を行うことといたしました。

Q 4. 株式併合により株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

- A 4. 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式1株あたりの資産価値は10倍になります。したがって、株式市況の変動等ほかの要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはございません。なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の10倍となります。

Q 5. 株式併合により所有株式数が減少しますが、受け取る配当金は減少しませんか。

- A 5. 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、併合割合を勘案して1株あたりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様が受け取る配当金の総額への影響はございません。但し、株式併合により生じた端数株式については、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 6. 所有する株式数や議決権はどうなりますか。

- A 6. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年9月30日（実質上は9月29日）の最終の株主名簿に記録されたご所有株式数に10分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。具体的には単元株式数の変更および株式併合の効力発生日（平成29年10月1日（予定））前後で、ご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	株式の端数
例①	3,000 株	3 個	300 株	3 個	なし
例②	2,815 株	2 個	281 株	2 個	0.5 株
例③	628 株	なし	62 株	なし	0.8 株
例④	9 株	なし	なし	なし	0.9 株

- ・例①に該当する株主様は、特段のお手続きはございません。
- ・例②③④に該当する株主様は、発生する株式の端数（例②は0.5株、例③は0.8株、例④は0.9株）について、会社法の定めに基づき、当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払いいたします。
- ・例④に該当する株主様は、株式併合により、すべてのご所有株式が端数になりますので、当社株主としての地位が失われます。

Q 7. 株式の端数が生じないようにする方法はありますか。

A 7. 株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り」又は「単元未満株式の買増し」制度をご利用いただくことにより端数の処分を受けないようにすることが可能です。具体的なお手続きにつきましては、お取引のある証券会社又は当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 8. 株式併合後でも、単元未満株式の買取りや買増しは可能ですか。

A 8. 株式併合後においても、「単元未満株式の買取り」又は「単元未満株式の買増し」制度をご利用いただけます。具体的なお手続きについては、お取引のある証券会社又は当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 9. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A 9. 次のとおり予定しております。

平成29年 5月19日	取締役会決議（株主総会招集決議）
平成29年 6月28日（予定）	第159回定時株主総会
平成29年 9月26日（予定）	1,000株単位での売買最終日
平成29年 9月27日（予定）	100株単位での売買開始日
平成29年10月 1日（予定）	単元株式数変更、株式併合、定款一部変更の効力発生日
平成29年12月上旬（予定）	株式の端数に係る処分代金の分配

（参考）上記のとおり、単元株式数および株式併合等の効力発生日は平成29年10月1日を予定しておりますが、株式の振替手続の関係上、東京証券取引所において売買単位が1,000株から100株に変更される日は、平成29年9月27日となります。

Q10. 株式併合に伴い、株主として何か手続きをしなければならないのですか。

A10. 特段のお手続きの必要はございません。なお、上記Q6に記載のとおり、10株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払いいたします。

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更および株式併合に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社又は下記、当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

〒541-8502 大阪府中央区伏見町三丁目6番3号
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
電 話 0120-094-777 (通話料無料)
受付時間 9:00 ~ 17:00 (土日休日を除く)

以 上